

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 経緯

- 令和7年（2025年）10月23日付けの「滋賀県の環境アセスメント制度の見直し（第2次答申）」を受け、対象事業のうち工場・工業団地の造成事業が「手続の一部を省略しても適正な環境配慮の観点から支障がないと認められる地域」で実施されるものについては、環境影響評価手続のうち一部を省略可能とする規定を設けるため、滋賀県環境影響評価条例（平成10年条例第40号。以下「条例」という。）の一部を改正した。
- このたび、上記の「手続の一部を省略しても適正な環境配慮の観点から支障がないと認められる地域（条例第53条第2項の規則で定める地域）」を定めるとともに、対象事業に係る面積規模要件の改正を行うため、滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する。

2 規則改正の概要

（1）条例第53条第2項の規則で定める地域の指定【第56条関係】

都市計画法（昭和43年法律第100号）の「工業専用地域」もしくは「指定のための手続が開始されている地域」または「地区計画において工業専用地域に相当する建築物の用途制限が行われている地域」もしくは「相当する建築物の用途制限を行う地域とする手続が開始されている地域」であって、次に掲げる区域または地域を含まないものとする。

- ア 砂防法（明治30年法律第29号）の「砂防指定地」
- イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の「自然公園区域」
- ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の「地すべり防止区域」
- エ 河川法（昭和39年法律第167号）の「河川区域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の公共用水域水質測定計画において測定地点が定められている河川*（本流に限り、琵琶湖を除く。）に係るものに限る。）の境界から200メートル以内の区域」
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の「急傾斜地崩壊危険区域」
- カ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の「原生自然環境保全地域」または「自然環境保全地域」
- キ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の「森林地域」
- ク 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の「土砂災害警戒区域」または「土砂災害特別警戒区域」
- ケ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の「鳥獣保護区」
- コ 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）の「滋賀県自然環境保全地域」または「緑地環境保全地域」

サ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）の「ヨシ群落保全区域」

シ ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の「生息・生育地保護区」

※公共用水域水質測定計画において測定地点が定められている河川（27河川）

- ・瀬田川
- ・【南湖・瀬田川流入河川】天神川、大宮川、柳川、吾妻川、相模川、十禅寺川、葉山川、守山川、大戸川、信楽川
- ・【北湖東部流入河川】姉川、田川、天野川、犬上川、宇曾川、愛知川、日野川、家棟川、野洲川、長命寺川、白鳥川
- ・【北湖西部流入河川】大浦川、知内川、石田川、安曇川、和邇川

（2）上記改正に伴う所要の規定の整理【別表第1、別表第5関係】

（3）対象事業に係る面積規模要件の改正【別表第1関係】

工場等の建設事業については、造成の際の環境影響が他の面的開発事業（宅地やレクリエーション施設の造成事業）と同程度であり、それらの事業との面積規模要件の整合性を図る観点から、次のとおり要件を改める。

【現行】

排水量	日 2,000 m ³ 以上 (増設の場合 日 2,000 m ³ 以上の増)
排ガス量	燃料使用量（重油換算） 時間 3 kL 以上 (増設の場合 時間 3 kL 以上の増)
敷地面積 (※次の土地の部分を除く)	<u>10ha 以上</u> (増設の場合 <u>10 ha 以上の増</u>) (※) ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの ① 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと ② 当該工場等の廃止の日以降、工場等の敷地の用途以外に使用されていないこと

【改正後】

排水量	日 2,000 m ³ 以上 (増設の場合 日 2,000 m ³ 以上の増)
排ガス量	燃料使用量（重油換算） 時間 3 kL 以上 (増設の場合 時間 3 kL 以上の増)

<p>敷地面積</p> <p>(※次の土地の部分を除く)</p>	<p>20ha 以上 (森林は 15ha 以上、自然公園は 10ha 以上)</p> <p>(増設の場合 20 ha 以上の増 (森林は 15ha 以上の増、自然公園は 10ha 以上の増))</p> <p>(※) ア 既に工場等の敷地である土地</p> <p>イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 当該工場等の廃止の日から起算して 10 年を経過していないこと</p> <p>② 当該工場等の廃止の日以降、工場等の敷地の用途以外に使用されていないこと</p>
----------------------------------	---

3 施行期日

- ・ 公布の日 (令和 8 年 3 月 26 日) から施行